

(博士論文要旨)

武家権力と使節遵行

外岡慎一郎

1 論文の主題と視角

日本中世においては、訴訟当事者（原告/被告）が属する社会集団の相違によって確定裁決権を有する主体が異なっていた。荘園内部の訴訟事案は原則荘園領主が裁き、荘園領主が相互に争う事案は王朝権力（公家政権）の裁判機構に委ねられた。武家権力（幕府など）の裁判機構が取り扱うのは、原則、武家が訴訟当事者となる事案である。

使節遵行とは、おもに所務相論（不動産訴訟）にかかり、その訴訟進行（召喚状の送達、抗弁書の執進、係争物件の実検、証言聴取など）や裁定の執行（係争地を執行支配している敗訴者の強制排除、係争物件の引渡など、「沙汰付（さたしつけ）」という）を、2名（あるいは1名）の武士が特命使節としておこなうことである。

荘園領主や公家政権の裁判においても、訴訟進行にかかり使者（官使、上使など）が遣わされる場合があるが、これを「使節」と呼ぶ事例はおもに武家権力の訴訟関係史料にみいだされる。さらに、執行する意の「遵行」という語と連結して使節遵行という用語として使用されるのは武家権力の法制史料に限られる。

石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（1938年）、佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（1943年）などでも、訴訟進行のなかに使節は位置づけられてはいた。しかし、その後はいわゆる守護領国制論が、室町幕府法制のなかで守護職権に使節遵行が加えられる意義に注目し、石井、佐藤以来の法制史研究の諸成果とはあまり交流もないかたちで使節遵行に関する議論が積み上げられてきた。

そこで筆者は、紛争処理にかかり使節が活動する事例を鎌倉時代～室町時代の史料から集積し、武家権力論、守護領国制論と法制史研究の融合を試みることにしたのである。しかし、研究を進めるなかで、在地社会論への貢献も可能であることに気づき、独自の使節遵行論を開拓できる可能性がみえてきたのである。

本論文の各章・節とした論考は、それぞれ使節遵行を主題としながら、異なる対象地域を設定し、あるいは時代的変遷を追い、さらには権力サイドと在地社会サイド、それぞれの視点から使節遵行の意義を考えた作業成果である。

異なる地域設定を導入したのは、中世政治権力の地域的分化という特質が使節遵行の在り方をどう規定していくのか、あるいは反対に、使節遵行の在り方を分析することを通じて、それぞれに分化した政治権力が向き合った課題の相違を浮き彫りにできると考えたからである。分化する、あるいは分化せざるを得なかった理由も見えてくるかもしれないと考えた。「国のかたち」の構造的分析である。

次に、時代的変遷に注目したのは、原則2名武士からなる使節が遵行にあたる事例が鎌

倉時代後期から南北朝内乱期に集中しているからである。その後は守護遵行（守護被官が使節となる）の事例が大半を占めるようになる。ここに武家権力の進化、あるいは転換をみることができるのではないか。守護領国制、南北朝内乱の評価にもつながる重要な分析視角であると考えた。「国のかたち」の時系列分析である。

最後に、権力サイドと在地社会サイド、それぞれの視点を設けたのは、使節遵行が常に順調には運ばず、ときに激しい抵抗にあって「沙汰付」を実現できずに撤退し、あるいは「沙汰付」を拒む抵抗勢力の主張をうけとめてこれを武家権力に報告して次の判断を待つという使節の対応があったことが確認されるからである。使節遵行を受け止める在地社会の動向を無視しては、使節遵行の歴史的位置を見誤る可能性が高いと考えた。「地域のすがた」が「国のかたち」の対極に現れる場面でもある。

2 論文の構成と概要

本論文は以下のような構成である。

序 章 本書の視角と方法

第一章 鎌倉幕府と使節遵行

第一節 六波羅探題と西国守護

第二節 鎮西探題と九州守護

第三節 鎌倉幕府と東国守護

第二章 鎌倉時代の西国と東国

第一節 鎌倉幕府の西国認識

第二節 鎌倉時代の公武交渉

第三節 六波羅探題の領分

第三章 南北朝内乱と使節遵行

第一節 建武政権期の使節遵行

第二節 室町幕府・南朝と使節遵行

第三節 中世武家権力の地域的構成

第四章 使節遵行と地域社会

第一節 使節遵行の「現場」

第二節 使節遵行と地域社会Ⅰ～若狭の場合

第三節 使節遵行と地域社会Ⅱ～備後・安芸の場合

終 章 使節遵行論の意義

まず、第一章・第二章においてとくに論点とした中世政治権力の地域的分化について述べる。

古代以来続いてきた畿内政権による地方支配という政治構造が、鎌倉幕府の成立により大きく変容する。そして、鎌倉時代後期に至り、荘園領域や国境を越えて活動する「悪党」と呼ばれる集団の活動や、荘園住民の活動領域の拡大などによって、荘園領主による個別荘園支配が維持できない場面に遭遇することが多くなる。荘園領主が結集する公家政権においては、承久合戦以降独自の武力（暴力装置）を欠き、これを六波羅探題に委ねる体制に変容していたので、荘園領主の権益を守る裁定（綸旨・院宣）を執行するために六波羅探題の武力が動員されることになる。六波羅探題の使節遵行はおもにこうした事案のなかに現れる（第一章第一節、第二章）。

九州は、鎌倉幕府成立以前は平氏政権の拠点地域であり、平氏の滅亡とともに所職を奪われた在地勢力と、新たに地頭などとして進出してきた幕府御家人らとの軋轢に加え、モンゴル危機のなかで生じた恩賞問題や神領興行運動（神社の祈禱の効験によりモンゴル軍が撤退したとして神社領の増加・回復を求める行動）が地域的領主間紛争を激化させることになる。鎮西探題の使節遵行はこうした紛争事案のなかに現れる（第一章第二節、第二章第一節）。

東国は鎌倉幕府の成立基盤であり、惣領制（武家の族内秩序）、「自然恩沢の守護人」（平安時代以来、国ごとの武力を統合してきた武家）や地域的・氏族的結合（党）などによって維持される地域秩序が、幕府御家人制の基礎構造となっていた。ところが、これらの秩序が政治・経済的環境の変化に伴い制度疲労をきたし、これまで局所的（族内、地域内）な解決が可能であった紛争が幕府法廷に持ち込まれるようになる。東国の使節遵行はこうした訴訟事案のなかに現れる（第一章第三節）。

使節遵行という形式も機能も共有していても、六波羅探題、鎮西探題、鎌倉幕府（東国）の使節が向き合った社会、人は異なる。こうした地域的分化のかたちは、建武政権期から南北朝内乱期を通じて維持され（室町幕府、南朝、観応擾乱期の直冬党など含む）、最終的に16世紀に至るまで日本列島の社会構成、政治権力のあり方を規定することになる。六波羅探題のありかたは室町幕府へ継承され、いわゆる室町領主社会の基本構造、室町期荘園制をかたちづくる。九州、及び東国（奥州）は再び畿内政権による地方支配の構造に組み込まれながらも、豊臣政権に至るまでその自律性を確保していくことになる。

次に第三章でおもに論じた時代的変遷である。原則武士2名の使節遵行事例が鎌倉時代後期から南北朝内乱期にほぼ限られることはすでに紹介したが、もうひとつ時代的変遷を考える素材がある。遵行の内容が南北朝期に「沙汰付」にほぼ限定されてくること、さらには訴訟事案ばかりでなく、恩賞給与や寄進などにも使節による「沙汰付」が要件とされるようになることである。この点は、守護が遵行主体になるようになっても変わらない。

鎌倉幕府の訴訟制度では関東下知状の様式を踏む裁許状（判決文）が勝訴者に授与

され、これを根拠にみずからの権益を回復する（できる）というのがおそらくスタンダードである。ところが、抵抗が激しく、自力による回復が困難な場合、使節遵行が要請され、その支援のもとに回復を試みるケースがあった。

ところが、室町幕府では、足利直義署判の下知状形式をとる裁許状のほかは、訴人（原告）の主張をうけて幕府御教書（管領奉書、引付頭人奉書）が発せられて使節が訴人とともに係争地等に赴き、実情を検知し、適切な対応をとるとというのが基本となる。適切な対応のなかには、係争地を実効支配して使節による遵行を拒否する論人（被告）の抗弁書を受けとり、あるいは抗弁を聴取して幕府に報告する場合も含まれる。

ここに武家権力の対応の転換をみることは容易である。また、使節遵行が最終的に紛争解決の正当性を担保する機能を有することも明らかである。

ただ、南北朝内乱、すなわち戦争の時代に、敵対勢力が知行する土地を成功報酬として求め、これを承認する内容の幕府御教書などを受領して使節とともに現地に臨み合戦に及ぶことがあった可能性を否定できない。

最後に、第四章で採用した権力サイド、在地社会サイド、双方向からの視点である。単刀直入に言えば、在地社会サイドは使節遵行を喜ばないケースが多かった。とくに荘園領主に「悪党」と呼ばれた人びととの係争事案に顕著である。荘園領主が論旨・院宣の武家施行を通じて六波羅探題や室町幕府の武力発動を求める場面というのは、すでに荘園領主の自力では権益回復ができない状態が長期継続していることが前提となる。

「悪党」の活動が、ひろく在地社会に根づいたものであるという理解にしたがえば、使節、あるいは荘園領主は在地社会を分断し「悪党」を解体する方策を採用しなければならない。そのことは、荘園という枠組みのなかで形成されてきた地域秩序をみずから破壊することになる可能性を含み、困難な判断を要する。これらの使節遵行がしばしば停滞するのも無理のないことであった。

最終的に実効支配を続ける勢力と契約に及び、一定の収益（年貢等）を確保するとともに事実上荘務権を放棄していくケースもあるが、これも現実的な選択といえる。こうして使節遵行という機会を通じて新たな秩序が個別に成立していくことも見逃せない（第四章）。

3 研究史上の位置づけ、今後の課題

初出年次でいえば1984年から2015年（新稿）に至る。当然のことながら、その間に中世史研究は進展し、思潮の変化も体験してきている。そうしたなかで形成されてきた使節遵行に対する評価について私見を述べ、今後の展望を示しておく。

まずは、権力論、統治構造論からのアプローチで、使節遵行を権力意思実現のための装置と位置づける評価である。権門体制国家（あるいは室町領主社会）の権益保護（回復）

と治安維持(回復)を実現するために、使節がときに武力を行使したことは明らかである。筆者自身もこうした理解のもとに初期の論考を組み上げていたことは否定できない。

一般論として、権力論、統治構造論というのは、権力主体がどのような論理でその正当性を唱えたか。そして、一定の社会的変化にも耐え、いくつかの自己変革も経験しながら合理的な統治構造を構築したかを説く。もとより、権力や構造の確かさ、強さを示さないとおさまりが悪いので、使節遵行が停滞する事態について、有効な説明を施すことができなかったように感じられる。守護権力論のなかに使節遵行が置かれる場合も、これが権力伸長の契機なのか、結果なのかという部分に曖昧さを残している。

本論文では、これら権力論、統治構造論からするアプローチを、地域的分化を含め「国のかたち」として受け止めた。

次に、遵行使節が訴人と論人が直接対話の機会を拓くことを通じて、紛争解決、訴訟当事者相互の合意形成を実現できる可能性は確実に存在した。ここでは、使節遵行の停滞にも意味があったと評価される。使節遵行の停滞は、遵行使節が「現場」で訴訟当事者と対話をした結果であり、在地社会に支えられた論人たちの行動の根拠を知り、これに対応した時間が、訴人や武家権力には遅滞と評価されただけである。

石井良助の静態的制度論から進んで、こうした議論を展開できる可能性はあったのだが、筆者を含め、その辺りの議論を進めてこなかった。本論文では、「国のかたち」に使節遵行の「現場」で対峙する「地域のすがた」として在地社会論の成果を受け止め、私見を述べた。

しかし、いうまでもなく、本論文はスタートに過ぎない。課題は多い。ただ、筆者のアプローチとしては、あくまで個別使節遵行事例から「現場」を復元し、訴訟当事者相互の対話がどのような内容であったのか究明したいと考えている。鎌倉幕府裁許状のように、訴人・論人それぞれの主張が記され、幕府法廷がどのような根拠で裁定を下したのかを明快に示すタイプの史料が存在しないなかで、武家権力の法令や発給文書を集積しながらも、その行間を読む試みとなるだろう。「現場」の歴史的・社会的環境についての分析も欠かせない。

使節遵行論を起点にした新たな中世史研究の地平を開拓するのが夢である。